

要 望 書

大分税務署長殿

自公政権がすすめた「構造改革」路線により、日本経済は崩壊の危機にさらされ、今、多くの中小業者は展望すらつかめず、崖っぷちに追い込まれ、営業と生活は大変な状況に置かれています。そうした中、消費税など重税による中小業者・国民の苦しみはひろがるばかりです。

民主的税務行政に向け以下のことを、つよく要望します。

1、税制について以下のことを政府に意見書を提出していただくこと。

- ①消質税を転嫁できない中小業者にとって、消費税の申告・納税は営業とくらしの困難の原因となっています。消費税の増税方針を決めた法律（所得税法付則第 104 条）は廃止し白紙に戻すこと。
- ②所得税・住民税の扶養控除の廃止、特定扶養控除の縮小は行わないこと。
- ③納税者権利憲章を早急に制定し、納税者番号制は導入しないこと。
- ④徴収の強化につながる「歳入庁」を設置しないこと。

2、税務調査にあたっては法と国会決議をまもるなど、納税者の権利擁護につとめること。

3、国税の滞納者に対して納税の猶予制度を広く知らせ、申請書の受付、審査、許可決定を迅速にすすめること。営業の存続に死活的影響をもたらす売掛金など、生存権的財産の差押えはおこなわないこと。

2010年3月11日

3・13 重税反対全国統一行動大分地区集会